

---

く り り ん セ ン タ ー 等  
長期包括的運轉維持管理業務委託事業  
落 札 者 決 定 基 準

---

平成 22 年 5 月 10 日  
十勝環境複合事務組合

---

第1章 落札者選定の手順.....	1
1 落札者決定基準の位置づけ.....	1
2 選定の手順.....	1
第2章 資格審査.....	3
1 参加資格要件の項目.....	3
2 審査の流れ.....	4
第3章 基礎審査.....	5
1 審査項目.....	5
2 審査の流れ.....	5
第4章 技術提案書に関するヒアリング.....	7
第5章 定量化審査.....	8
1 定量化審査の流れ.....	8
2 定量化審査の審査項目と配点.....	8
3 技術提案に関する得点化方法.....	9
4 価格提案に関する得点化方法.....	9
5 総合評価値の算定方法.....	9
第6章 定量化審査において審査する点.....	10
第7章 審査結果等の公表.....	12

---

## 第1章 落札者選定の手順

### 1 落札者決定基準の位置づけ

十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）は、くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者に対し、くりりんセンター及び新一般廃棄物最終処分場の運転維持管理に関する各業務を通じて効率的、効果的かつ適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）なサービスの提供を求めることから、事業者の持つ専門的な知識や事業遂行能力及び事業マネジメント能力等を総合的に評価することが必要である。

したがって、事業者の選定にあたっては、入札価格と技術提案内容を総合的に評価し落札者を選定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するにあたり、入札参加者から提出される提案書等を客観的に評価するための審査項目及び方法等を示すもので、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものであり、入札に参加しようとする者を対象に配布する入札説明書と一体のものである。

### 2 選定の手順

本事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、次頁の図に示す手順で実施する。

#### (1) 資格審査

組合は、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

#### (2) 入札（入札価格の確認）

組合は、入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認する。この結果、入札金額が予定価格を超える場合は失格とする。

なお、最低制限価格は設定しない。

#### (3) 技術提案書の基礎審査

技術提案書に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

#### (4) 技術提案書に関するヒアリング

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業提案審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、基礎審査を通過した入札参加者に対し、各提案内容の確認等を目的として技術提案書に関するヒアリングを実施する。

#### (5) 定量化審査

審査委員会は、提案書等に記載された内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。審査委員会で、各審査項目に対し、評価の理由を明らかにした上

で得点化し、得点の合計が最も高い提案を行った入札参加者を落札者として選定する。

(6) 落札者の決定

組合は、審査委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

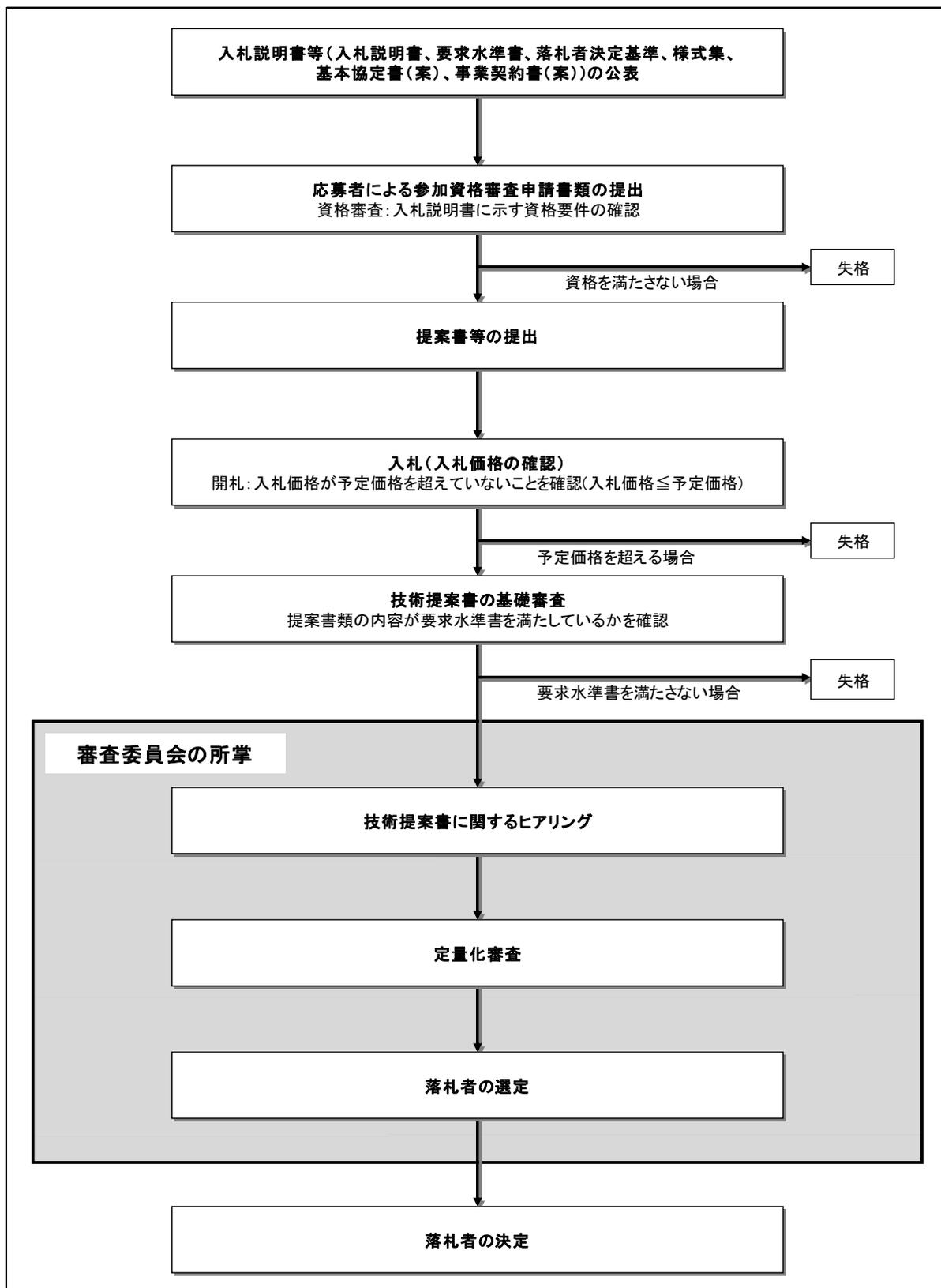


図 落札者決定の手順

## 第2章 資格審査

### 1 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格確認申請書等から、次の事項を確認する。参加資格要件の確認基準日は、参加資格申請書類受付最終日とする。

#### 第2章 入札参加者に関する条件

##### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

###### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者は、SPCに出資する企業（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。

イ 入札参加者の構成企業には、十勝管内に本社を有する企業を少なくとも1者以上入れるものとする。

ウ 入札参加者の構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書及び資格審査申請書類の提出時に、入札参加者の構成企業を本事業の遂行上果たす役割とともに明らかにするものとする。

エ 入札参加者は、構成員のうち下記「(2)入札参加者の参加資格要件」の「イ くりりんセンターの運転維持管理を行う者の参加資格要件」の(ア)及び(ウ)を満たす者を代表企業として定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。

カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

###### (2) 入札参加者の参加資格要件

###### ア 入札参加者の共通参加資格要件

(ア) 組合が準用する帯広市契約規則第6条第3項の規定に基づく資格を有する者として帯広市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 代表企業は、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

###### イ くりりんセンターの運転維持管理を行う者の参加資格要件

くりりんセンターの運転維持管理を行う者は、構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。

###### (ア) 運転維持管理業務の実績

以下に示す全ての運転維持管理業務実績を元請として1件以上有していること。

- ・ 全連続式焼却施設（ストーカ式焼却炉）（100 t／炉以上、かつ、2 炉以上）の運転維持管理業務の実績
- ・ 「2,000kW 以上(特別高圧)」、かつ、「蒸気条件 300℃、3.0MPa 以上」のボイラータービン式の発電設備を有する廃棄物中間処理施設の運転維持管理業務の実績
- ・ 粗大ごみ処理施設（80 t／日（5 時間）以上）の運転維持管理業務の実績

(イ) 全連続式焼却施設における焼却炉、ボイラー、情報処理システム（DCS）その他主要設備の更新工事の実績を元請として1件以上有していること。

(ウ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、全連続式焼却施設（ストーカ式焼却炉）（100 t／炉以上、かつ、2 炉以上）の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として事業開始後 2 年間以上配置できること。

ウ 新一般廃棄物最終処分場の運転維持管理を行う者の参加資格要件  
新一般廃棄物最終処分場の運転維持管理を行う者は、構成企業全体で以下の要件を全て満たすものとする。

なお、これらの要件の中でいう業務実績及び業務経験は、一般廃棄物最終処分場、公共関与型産業廃棄物最終処分場におけるものに限るものとする。

(ア) 最終処分場の運転維持管理業務実績を元請として1件以上有していること。なお、最終処分場の運転維持管理業務には、少なくとも浸出水処理施設の運転維持管理を含むものとする。

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、最終処分場の業務経験を有する技術者を配置できること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 組合が準用する帯広市の建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による指名停止措置を受けている者。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。)

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。)

キ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。

ク 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。

ケ 国税又は地方税を滞納している者。

コ 組合が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・東京青山・青木・狛法律事務所 バーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

詳細については、入札説明書「第2章 入札参加者に関する条件」(p. 6~7) を参照のこと。

## 2 審査の流れ

参加表明書及び参加資格確認申請書等から参加資格要件について確認し、その結果を応募者に対し通知する。

## 第3章 基礎審査

### 1 審査項目

提案書等に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

- (1) 入札書類の確認  
提出された提案書等がすべて揃っていること。
- (2) 入札価格の確認  
入札金額が予定価格を超えていないこと。
- (3) 技術提案書の基礎審査
  - ア 技術提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること（次頁に基礎審査における技術審査の確認項目を表に示す。）。
  - イ 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。
  - ウ 提案書等全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

### 2 審査の流れ

提案書等から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、提案書等に記載された内容についてヒアリングを実施後、定量化審査を行う。

表 基礎審査における技術審査の確認項目

項目	内容	項目	内容	
①総則	1. 事業要件	④維持管理業務	4. 点検・検査計画	
②運転維持管理体制	1. 組織計画の作成及び人員の配置		5. 点検・検査の実施	
	2. 運転維持管理体制		6. 補修計画の作成	
	3. 労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備		7. 補修の実施	
	4. 防災管理体制の整備		8. 施設の保全	
	5. 連絡体制の整備		9. 更新計画の作成	
	6. 緊急時の組織体制の整備・防災訓練		10. 更新工事の実施	
7. 施設保安体制の整備	11. 改良保全	12. 清掃		
③運転管理業務	1. 本施設の運転管理	13. 安全衛生管理・作業環境管理		
	2. 運転教育	14. 建築物の機能維持		
	3. 運転条件	15. 建築物の点検管理		
	4. 適正運転	16. 施設見学者等への対応		
	5. 運転計画の作成	17. 窓口対応		
	6. 運転管理マニュアル	18. 帳票類の管理及び記録の保存		
	7. 受付管理	19. 各種調査票の作成協力		
	8. 案内・指示	20. 地域振興		
	9. 手数料等収納	21. くりりんプラザの運用		
	10. 搬入物の性状分析	22. 排出ガス濃度表示板の管理		
	11. 搬入管理	23. ダイオキシン類ばく露防止対策		
	12. 適正処理	24. 見学者ホール・通路の案内展示設備		
	13. 最終処分場への搬出	25. 啓発施設の設備管理		
	14. 搬出物の性状分析	26. パークゴルフ場管理		
	15. 余熱利用	⑤環境管理業務	1. 環境保全基準	
	16. ガスタービン発電機の使用		2. 環境保全計画	
	17. 焼却施設への搬出		3. 作業環境管理基準	
	18. 資源物等の搬出		4. 作業環境管理計画	
	19. 搬出物の管理	⑥資源物管理業務	1. 資源物の管理	
	20. 埋立条件		⑦情報管理業務	1. 運転記録報告
	21. 散水条件			2. 点検・検査報告
	22. 浸出水処理条件			3. 補修・更新報告
	23. 埋立作業			4. 環境管理報告
	24. 適正処理・処分			5. 作業環境管理報告
	25. 埋立容量の管理			6. 資源物管理報告
	26. 資源化の促進			7. 施設情報管理
④維持管理業務	1. 備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理	8. その他管理記録報告		
	2. 施設の機能維持			
	3. 施設の点検管理			

## 第4章 技術提案書に関するヒアリング

審査委員会は、技術提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

## 第5章 定量化審査

提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

### 1 定量化審査の流れ

審査委員会は、提案書等に記載された入札価格及び技術提案書の内容について、定量化審査により総合的に審査を行う。

技術提案書の提案内容については、「3 技術提案に関する得点化方法」に従って得点化を行う。また、入札価格については、「4 価格提案に関する得点化方法」に従い得点化を行う。審査委員会は、技術提案に関する審査項目の得点と入札価格における得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った入札参加者を落札者として選定する。

### 2 定量化審査の審査項目と配点

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、事業期間にわたって各施設を「安全・安心」、「環境配慮」、「経費の効率化」に配慮した運転維持管理を行うことの必要性、重要性を勘案し、本事業に対する入札参加者が有すべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、組合が入札参加者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「第6章 定量化審査において審査する点」を参照のこと。

審査項目			配点
大項目	中項目	小項目	
技術提案に関する事項	運転維持管理業務に関する事項	運転維持管理体制	6
		運転管理業務	20
		維持管理業務	22
		環境管理業務	7
		その他管理業務	2
	事業計画に関する事項	経営計画・事業収支計画	2
		リスク管理計画	4
		信用補完手段	3
	地域振興	4	
価格提案に関する事項	入札価格に関する事項	入札価格	30
合 計			100

### 3 技術提案に関する得点化方法

- (1) 提案を求めている審査項目においては、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準書程度である	配点×0.0

- (2) 各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、少数第3位を四捨五入した値とする。
- (3) (2)の結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

### 4 価格提案に関する得点化方法

入札価格（様式集、様式第12号に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は少数第3位を四捨五入した値とする。

#### 【価格提案の得点算定式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right) = 30 \text{点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

### 5 総合評価値の算定方法

「3 技術提案に関する得点化方法」、「4 価格提案に関する得点化方法」により算出した各入札参加者の得点から、次に示す算定式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

#### 【総合評価値の算定式】

$$\left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術提案に関する得点} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right)$$

## 第6章 定量化審査において審査する点

審査委員会では、以下の各項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、各入札参加者の過去の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案が望ましいものとする。

項 目		配点	審査する点
<b>運転維持管理業務に関する事項</b>			<b>(57点)</b>
運転維持管理体制 (6点)	全体及び施設別組織構成と有資格者の確保及び配置	4	全体及び施設別の組織体制として必要かつ十分な人員が配置され、かつ、適正な有資格者が確保され、配置されていること。
	緊急対応マニュアル	2	あらゆる事態が想定され、それらの事象が発現した際にも適切な対応が行える、マニュアルの作成方針及び内容となっていること。
運転管理業務 (20点)	搬入管理	5	実施方針、実施方法が適切であり、処理不適物や危険物等の除去及び分別管理等が徹底して行えるものとなっていること。
	運転計画・管理 (焼却、大型・不燃)	8	適正な運転計画のもとに運転管理が実施されていること。また、搬入・搬出物、排ガス等の性状分析の方法・頻度が必要かつ十分なものとなっていること。さらには、効率的な発電が可能なものとなっていること。
	埋立管理 (最終処分場)	5	施設の内容を十分理解し、適正かつ効率的な埋立作業の実施が可能なものとなっていること。乾燥固化物・固化プラスチックの有効利用を行うための取り組みが適確であること。散水・覆土方法が埋立終了から廃止までを考慮した計画となっていること。また、跡地利用方法等の検討による計画変更等が生じた場合、適切な対応が可能であること。
	浸出水処理 (最終処分場)	2	施設の内容を十分理解し、適正かつ効率的な浸出水処理施設及び散水設備の運転管理の実施が可能なものとなっていること。
維持管理業務 (22点)	調達計画 (焼却、大型・不燃、最終処分)	3	調達方針及び調達計画について、不測の事態が発生した際にも適正に施設が稼働できるよう適切なものとなっていること。
	点検・検査計画	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■くりりんセンター 稼働後14年経過した本施設の点検・検査計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。</li> <li>■新一般廃棄物最終処分場 本施設の点検・検査計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。また、事業期間終了後も施設が適正に稼働できるような配慮がなされていること。</li> </ul>
	補修計画	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>■くりりんセンター 稼働後14年経過した本施設の補修計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。</li> <li>■新一般廃棄物最終処分場 本施設の補修計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。また、事業期間終了後も施設が適正に稼働できるような配慮がなされていること。</li> </ul>

項 目		配点	審査する点
維持管理業務 (22点)	更新計画	7	<p>■くりりんセンター 稼動後14年経過した本施設の更新計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。 特に、焼却施設及び大型・不燃ごみ処理施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針及び実施内容について、本施設の状況を踏まえ、必要かつ十分な内容となっており、事業期間にわたる施設の機能維持が可能なものとなっていること。</li> <li>・施工計画等も実現性が高いものとなっていること。</li> <li>・更新工事の実施によりCO<sub>2</sub>排出量が削減されていること。</li> </ul> <p>■新一般廃棄物最終処分場 本施設の更新計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。また、事業期間終了後も施設が適正に稼動できるような配慮がなされていること。</p>
	窓口・施設見学者への対応	2	住民等への窓口対応や、施設見学者への対応について、実施方針及び実施方法が適切なものとなっていること。
環境管理業務 (7点)	環境保全基準・計画	5	運転維持管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限におさえる環境保全基準及び設定方針となっていること。また、それらを実現するための計画となっていること。
	作業環境管理基準・計画	2	作業員の安全確保に十分配慮した作業環境管理基準及び設定方針となっているか。また、それらを実現するための計画となっているか。
その他管理業務 (2点)	資源物管理業務 (大型・不燃)	2	適切に資源物の管理が行えるものとなっていること。
	情報管理業務		各報告書の作成の考え方(項目、頻度、保管期間)、データ等の管理が適切なものとなっていること。
<b>事業計画に関する事項</b>			<b>(13点)</b>
経営計画・事業収支計画		2	事業期間にわたる安定した事業の継続、効率性の実現が可能となる計画となっていること。
リスク管理計画		4	本事業の内容を十分理解し、将来発生することが想定されるリスクへの対処が適切に実施できるようリスク管理方針及び管理体制となっていること。 また、それらへの対策が十分検討され、事業期間にわたって本事業が安定して実施できるよう対策が準備されていること。
信用補完手段		3	入札参加企業から特別目的会社への支援等による信用補完手段が適切であり、有効性の高いものとなっていること。
地域振興		4	地元雇用、地元企業への貢献など地域経済への配慮及び環境学習、環境保全に関する情報提供、緑地帯の活用など周辺住民への配慮がなされていること。

※：項目にカッコ内に施設名の入っているテーマについては、該当する施設について記述する。記述の無いものは、全施設共通とする。

焼 却：くりりんセンター 焼却施設  
 大型・不燃：くりりんセンター 大型・不燃ごみ処理施設  
 最 終 処 分：新一般廃棄物最終処分場

## 第7章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。